

平成25年度

認定ファシリティマネジャー資格試験

受 験 案 内 書

■ 1.	ファシリティマネジャー資格	1
■ 2.	資格取得までの日程	1
■ 3.	受験資格	1
■ 4.	受験申込	1
■ 5.	受験票の発行	2
■ 6.	試験日時	2
■ 7.	試験地・試験会場	2
■ 8.	試験時間割	3
■ 9.	試験の出題範囲	3
■ 10.	合否判定	4
■ 11.	合格発表方法	4
■ 12.	登録資格	4
■ 13.	登録の方法	6
■ 14.	登録手数料	6
■ 15.	登録の有効期限	6
■ 16.	登録の抹消	6
■ 17.	登録証・資格証	7
■ 18.	個人情報保護に関するお知らせ	8
■ 19.	その他	8

主催 ファシリティマネジメント資格制度協議会

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

一般社団法人 ニューオフィス推進協会（NOPA）

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）

事務局：公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-13-6 浜町ビル 6階

TEL：03-6912-1177 FAX：03-6912-1178

E-mail：touroku@jfma.or.jp

URL：http://www.jfma.or.jp/

【業務時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時30分～17時00分】

■1. 認定ファシリティマネジャー資格

ファシリティマネジメント（FM）は、企業・団体などが組織活動のために施設とその環境を総合的に企画・管理・活用する経営活動です。

その大きな目的としては、

- ① 経営資源としてのファシリティの有効活用
 - ② ファシリティの戦略・計画からのプロジェクト管理・運営維持・その評価による戦略・計画へのフィードバックというFM業務の効率的な運用
 - ③ ファシリティ利用者及び顧客の満足度のアップ、知的生産性の向上
- の3つが挙げられます。

ファシリティマネジャー資格制度は、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会、一般社団法人ニューオフィス推進協会、公益社団法人ロングライフビル推進協会の三者による「ファシリティマネジメント資格制度協議会」が、ファシリティマネジャーの資質向上を図り、もってFMを推進することを目的に、FMの知識、業務および技術の水準について審査・認定を行い、試験に合格して資格登録をされた方に「認定ファシリティマネジャー（CFMJ：Certified Facility Manager of Japan）」の称号を与え資格取得者とするものです。

■2. 資格取得までの日

受験申込受付	2013年4月1日（月）～2013年5月23日（木）
試験	2013年7月7日（日）
合格発表・合格証交付	2013年9月2日（月）
資格登録申請受付	2013年9月5日（木）から
登録証・資格証交付	2013年11月初旬から

■3. 受験資格

受験資格の制限はありません。

ただし、合格後の資格取得登録に際しては、「■12. 登録資格」に示す制限があります。

■4. 受験申込

4-1 受験申込み方法

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）のホームページに掲載する書式に、氏名、連絡先他必要事項を入力し、申し込んでください。

- （1）受付期間 2013年4月1日（月）～2013年5月23日（木）

4-2 受験手数料

- （1）受験手数料は21,000円（消費税込）です。
- （2）一旦収納した受験手数料は、返還いたしません。ただし、当協会の責により試験を受けることができなかつた場合及び本案内書6項のただし書きの対象受験者には、受験手数料を返還します。

■5. 受験票の発行

- (1) 受験票は申込受付後、受験者のもとに郵送などで送付します
- (2) 受験票には、受験手数料 21,000 円（消費税込）の払い込み用紙の郵便振替用紙が添付されています。
- (3) 受験手数料 21,000 円（消費税込）は上記の振替用紙により、必ず受験者名で個人別に郵便局に払い込んでください。期日までに払い込みが行われないと、受験することはできません。
- (4) 写真 1 枚（縦 4.0 cm 横 3.0 cm）を受験票に添付してください。
- (5) 受験票は試験当日必ず試験会場に携行してください。受験票を忘れた場合は、試験を受けられないことがありますので注意してください。
- (6) 受験票を紛失した場合は事務局までお問合せください。

■6. 試験日時

試験日時は、2013 年 7 月 7 日（日） 9 時 30 分～17 時 00 分です。

ただし、天災等不可抗力により指定の試験地・試験会場において試験の実施が不可能と公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会が判断した場合、その試験地・試験会場での試験は中止します。この場合は原則として再試験は行いません。

■7. 試験地・試験会場

試験地は、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・金沢・広島・高松・福岡の 9 カ所です。

なお、試験会場は下記の予定です。

- (1) 受験者は受験申込書により下記の 9 カ所の中から、希望する試験地を選択して申し込んでください。
- (2) 転勤などのやむを得ない場合を除いて、試験地の変更は原則として認められません。
- (3) 試験会場は受験票でご確認下さい。

試験地	試験会場	所在地
札幌	札幌商工会議所・北海道経済センター	北海道札幌市中央区北一条西 2 丁目
仙台	国際マルチビジネス専門学校	仙台市青葉区中央四丁目 8 番 32 号
東京	明治大学駿河台校舎・リバティタワー	東京都千代田区神田駿河台 1-1
名古屋	名古屋国際会議場	愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
大阪	大阪工業大学大宮校地・2 号館	大阪府大阪市旭区大宮 5-16-1
金沢	石川県教育会館	金沢市香林坊 1-2-40
広島	広島国際会議場	広島市中区中島町 1-5(平和記念公園内)
高松	アルファあなぶきホール・香川県県民ホール	高松市玉藻町 9-10
福岡	天神ビル	福岡県福岡市中央区天神 2-12-1

※会場を変更する場合があることをあらかじめご了承ください。

■8. 試験時間割

試験時間割	
*9:30 ~ 9:40	注意事項説明(10分)
9:40 ~ 11:00	①FMの概論(80分)
11:00 ~ 11:20	休憩(20分)
*11:20 ~ 11:25	注意事項説明(5分)
11:25 ~ 12:45	②FMの実務I(80分)
12:45 ~ 13:40	昼食(55分)
*13:40 ~ 13:45	注意事項説明(5分)
13:45 ~ 15:05	③FMの実務II(80分)
15:05 ~ 15:25	休憩(20分)
*15:25 ~ 15:30	注意事項説明(5分)
15:30 ~ 17:00	④論述(90分)

* 印の時刻には、必ず着席してください。

■9. 試験の出題範囲

試験の出題範囲は、ファシリティマネジャーに必要な知識・能力について、選択式を原則とする学科試験と筆記による論述によるものとし、その主とする出題範囲は下表の通りです。

学 科 試 験	①FMの概論	○FM全体にわたる知識及び概要 ○FMに関わる社会情勢全般
	②FMの実務I	○統括マネジメント ○プロジェクト管理 ○戦略 ○運営維持 ○中長期実行計画 ○その他
	③FMの実務II	○目標管理と財務評価・品質評価・供給評価 ○利用者満足度評価 ○その他
	論述	論述においては、学科試験で審査した内容以外に、実際のファシリティマネジメントを行う上で必要な問題抽出能力・問題解決能力ならびに相手に理解してもらうための表現力・提案力・説得力を評価します。

1. 試験の出題範囲における①から③の範囲の区分は、おおよその目安として「総解説ファシリティマネジメント」(以下総解説FMという)FM推進連絡協議会編(日本経済新聞社発行)に基づくものとします。なお、①の「FM全体にわたる知識及び概要」の範囲は、同書の全てが対象になります。

2. 試験の出題範囲に関する参考書は以下の通りとします。

・基本的な参考書

1) 「総解説ファシリティマネジメント」

FM 推進連絡協議会編、日本経済新聞社発行

2) 「総解説ファシリティマネジメント追補版」

FM 推進連絡協議会編、日本経済新聞出版社発行

・参考書

1) 「2012～2013 ファシリティマネジメントキーワード集」

ファシリティマネジャー資格更新講習委員会編、ファシリティマネジメント資格制度協議会発行

(この書籍は、一般書店では入手できません。JFMAにて販売しています)

2) 「ファシリティマネジメントが変える経営戦略」

JFMA 会長鶴澤昌和著、NTT 出版(株)発行

3. 試験内容についてのお問合せには、一切応じられませんのでご了承下さい。

■10. 合否判定

合否判定は学科試験及び論述の結果によって、最終合格者を決定します。なお、合格者の決定方法についてのお問合せには一切応じられませんのでご了承ください。

■11. 合格発表方法

(1) 合格者には、本人に合格証を送付することによりお知らせ致します。

また、不合格者にもその旨の通知書を送付します。

(2) 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会、一般社団法人ニューオフィス推進協会および公益社団法人ロングライフビル推進協会に合格者の受験番号を掲示します。

(3) 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA) のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

■12. 登録資格

(1) 試験に合格した方で、次の「イ欄」に掲げる学校のいずれかを卒業し、かつ、これに対応した「ロ欄」の年数以上の実務経験を有する方に限り、登録を受けることができます。

なお、国籍、性別および学校における学部学科等は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する方は登録を受けることができません。

① 未成年者、成年被後見人または被保佐人

② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

③ 破産者で復権を得ない者

④ ファシリティマネジャーの業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から2年を経過していない者

イ 欄	ロ 欄
4年制大学またはこれに準ずるもの	3年
3年制短期大学	4年
2年制短期大学、高等専門学校またはこれに準ずるもの	5年
高等学校またはこれに準ずるもの	7年
その他	10年

(2) 実務経験とは次表に掲げるファシリティマネジメントの11業務の全部または一部を経験してきたことをいい、その経験の証明を必要とします。

証明者は、原則として現在の職場の上司（管理職以上）または人事担当責任者となります。登録申請者が退職等で組織に属していない方や個人経営者などの場合の証明者は、元の職場の人事担当、同業者または取引相手等の第三者とします。また、登録申請者が転職等で職場を変わっている場合は、現在の職場の上司（管理職以上）または人事担当責任者が、以前の職場を含めて証明して下さい。

実務経験証明書の所定欄に証明者の署名、押印が必要となります。

表ファシリティマネジメントの11業務

1 統括マネジメント	FMの業務を効果的に実施する組織・体制づくり、標準・規程などの設定、情報の収集・管理・FM財務の管理などを行う。
2 FM戦略	経営戦略、各事業分野と機能分野の戦略にもとづき、目標を設定するとともに、組織全体のファシリティについて財務・品質・供給のFM課題を明確化して、目標達成・課題解決のための施策を立案する。
3 中長期実行計画	FM戦略で策定した定量的な目標とこれを達成するための施策を実現するために、中長期および単年度での実行計画を作成し、その実施管理を行う。
4 ワークプレイスづくり	人が創造力を発揮して働ける室内環境（執務環境や居住環境）と機能の整備および情報化への対応装備を計画し、実施する。
5 施設賃貸借	施設（土地・建物）の賃貸借や返却を計画・実施し、適切なスペースの供給を行う。
6 不動産取得	土地・建物の取得、権利保全、売（廃）却および資産流動化を適切に計画し、実施する。
7 建物建設	新築、増築など建物の建設を計画し、実施する。また、建物の解体・処分も含む。

- | |
|--|
| <p>8 大規模改修
建物の性能向上や長寿命化を図るため、建物、設備、内装などの大規模な修繕、改修、模様替えなどを計画し実施する。</p> <p>9 維持保全
施設の維持や性能を初期の目的とおりに維持し、施設の保全を図るために、施設の点検、保守、整備、清掃、建物診断、修繕などを計画し実施する。</p> <p>10 運用管理
利用者に安全性・快適性・利便性を提供するために、設備の運転・監視、ワークプレイス管理、保安・防災管理など、施設の運用と管理を計画し、実施する。</p> <p>11 サービス
ファシリティの効果的な活用の一環として、利用者の業務を支援するサービスや生活を支援するサービスの提供を計画し、実施する。</p> |
|--|

■13. 登録の方法

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)の資格登録の申請は JFMA のホームページより行ってください。また、登録に関する詳細もホームページに掲載していますので申請時にご確認ください。

■14. 登録手数料

登録手数料は 10,500 円（消費税込）です。

■15. 登録の有効期限

- (1) 登録の有効期限は、登録を受けた日（登録証交付日）から、試験に合格した年または更新講習を修了した年の 5 年後の年度末までです。
- (2) 更新講習（有料）の課程を修了し登録を申請することにより、登録の更新ができます。
- (3) 合格されても登録資格に満たない方は、登録資格を満たしてから登録ができます。また合格した年から 5 年間を過ぎてから登録資格を満たした場合は、初回の登録であっても更新講習（有料）の修了が必要となります。

登録申請の後、登録証の交付まで約 2 カ月を要します。年度中の登録証交付(3 月交付まで)を希望される場合は、年度内 1 月 31 日までに登録申請及び登録手数料の払込みを完了されますようお願いいたします。

■16. 登録の抹消

(1) 次のいずれかに該当することになったときは登録を抹消します。

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられたとき
- ③ 破産手続開始の決定の通知を受けたとき
- ④ 登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合は除く）
- ⑤ 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- ⑥ 登録者が死亡しまたは失踪宣言を受けた場合

(2) 次のいずれかに該当することになったときは登録を抹消することがあります。

- ① 登録者が登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく 30 日以内に届出を行わなかったとき
- ② 登録者が FM の業務に関し不誠実な行為をしたとき

■17. 登録証・資格証

登録者には、認定ファシリティマネジャー登録証と認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格証が交付されます。

■18. 個人情報保護に関するお知らせ

平成 25 年度

認定ファシリティマネジャー資格試験

受験申込者 各 位

ファシリティマネジメント資格制度協議会

事務局 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会

個人情報の保護に関するお知らせ

■個人情報の利用目的

平成 25 年度認定ファシリティマネジャー資格試験受験申込書で知り得た個人情報は、次の利用目的の範囲内で利用いたします。

1. 認定ファシリティマネジャー資格の試験受験・登録・更新の申込みがあった場合、試験受験・登録・更新の手続き・案内を行うため。
2. 当協会会員の入会申込みがあった場合、入会の手続き・案内、機関誌の送付等の会員サービスを行うため。
3. 当協会が関係するセミナー・報告会・海外調査団等のイベントの参加申込みがあった場合、参加の手続き・案内を行うため。
4. 当協会が関係する書籍・報告書等の出版物の購入申込みがあった場合、購入の手続き・案内を行うため。
5. 当協会のメールマガジンにより、ファシリティマネジメントに関する情報を提供するため。
6. 当協会の以下の事業に関する案内を行うため。
 - ・ファシリティマネジャー資格制度
 - ・会員サービス
 - ・ファシリティマネジメントに関する調査研究、情報の収集提供、教育、イベント、出版、関係機関との交流
7. 業務を外部に委託する場合は守秘義務を義務付けさせ、当該業務遂行上必要な範囲以外では使用させません。

※なお、本人の同意を得たうえで、上記以外の目的で利用する場合があります。

■個人情報の開示・訂正・削除の手続き

当協会が保有する個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合は、当協会までお申し出ください。当該お申し出が本人によるものであることが確認でき、かつ、必要がある場合には、すみやかに開示・訂正・削除いたします。なお、当協会発行のユーザIDをお持ちの方は、当協会のホームページ上で、本人の個人情報の照会・訂正・変更ができます。

■個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先

当協会が保有する個人情報の取扱いに関する苦情は、当協会までお申し出ください。

以上

■19. その他

変更事項が生じた場合は、JFMA の HP に掲載しますので、ご確認下さい。